

(公募・給付)

令和5年度 公文公 記念奨学金奨学生募集要項

本奨学金の申請を希望される方は、必ず別添の申請書類をご参照の上、下記申請期間内に、申請書類を高等学院事務所までご提出下さい。

制度名	令和5年度 公文公（くもんとおる）記念奨学金
実施団体	公益財団法人公文国際奨学財団
形態	給付型奨学金
対象者	1. 次の各号のいずれかに該当する者であって、学業、人物ともに優秀な者とする。 ①国際教育を実施する国内の中学校・高等学校・中等教育学校に在籍している日本人及び外国人 ②私立在外教育施設中等部・高等部に在籍している日本人 2. 上記の国際教育とは、国民相互の理解交流を促進するため、特色ある教育実践や国際交流を通じ、国際社会に通用する資質の育成を図る教育であり、次の各号の特色を有しているか否かをその基準とする。 ①国民相互の理解交流の促進に資する特色ある教育活動を積極的に行っている。 ②外国語教育に力を入れている。 ③留学生交流、帰国子女の受け入れを積極的に行っている。
支給期間	在学を卒業するまでの間
支給金額	(1) 保護者宅からの通学生 年額50万円 (2) 寮・下宿生活を行うなど学費、生活費が比較的高額の場合 年額70万円 (3) 国際教育を実施する国内の中学校・高等学校・中等教育学校に留学している外国人及び私立在外教育施設中等部・高等部に留学している日本人 年額100万円
新規支給 予定人数	(1) 年額50万円 55人 (2) 年額70万円 7人 (3) 年額100万円 8人
支給方法	奨学金は、その年額を毎年12月上旬頃、口座振込により支給されます。
併給制限 等	(1) 他の団体から奨学金の支給を受けている者も、当財団の奨学金を受けることができます。 (2) この奨学金は、返済する必要がありません。
申請方法	(1) 高等学院事務所にて申請書類を受け取る。 【書類交付期間】 9月4日（月）～ 9月22日（金） (2) 提出書類を期日（ 9/25 ）までに高等学院事務所へ提出する。
申請書類	・ 奨学生願書（財団指定用紙、保護者記入欄あり、証明写真添付不要） ・ 小論文（財団指定用紙、課題は小論文用紙に記載） 以下書類は、学内推薦者となった場合に提出が必要です。 ・ 在学学校長の推薦書（財団指定用紙） ・ 調査書（財団指定用紙） ・ 写真（上半身、脱帽、3か月以内撮影の証明写真） ・ 返信用封筒（長形3号。出願者の郵便番号、住所、氏名を記入、84円切手を貼付のこと。）
申請期日	9月25日（月） 16:30 厳守
申請場所	早稲田大学高等学院事務所

選考について	(1) 財団の要請により、応募者多数の場合は学内選考を行い、推薦者を決定します。 推薦者となったものは、学院事務所より通知いたします。(学内推薦者2名。推薦された後、財団での選考があります。) (2) 奨学生の選考は、財団の選考委員会において、願書、小論文、調査書等による書類審査で行われます。 (3) 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、財団理事長が決定し、直接本人（採用・不採用とも）及び学校長（採用の場合のみ）に11月末頃通知されます。
採用後の注意事項	(1) 奨学金の支給を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を理事長あてに提出しなければなりません。 (2) 奨学生は、毎年度末に学業成績表の写し及び生活状況等報告書を理事長あてに提出しなければなりません。 (3) 次の場合は、奨学金を停止する場合があります。 ①奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。 ②奨学生の学業又は素行などに問題がみられるとき。 ③怪我、疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき。 ④奨学金を必要としない理由が生じたとき。 ⑤奨学金受給資格を失ったとき ⑥本財団の定める奨学生採用後の諸注意に従わなかったとき。 ⑦前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。 (4) 奨学金が停止された場合には、すでに支給を受けている奨学金のうち、当該事由が生じた時点以降の部分について奨学金の返還を求める場合があります。
派遣プログラムについて	【公文公記念奨学事業（高校生短期海外派遣プログラム）への参加について】 奨学生に採用された者のうち高校生（プログラム実施時に高校2年生又は3年生である者に限る。さらに本要項「給付額等【支給金額】（3）」に該当する生徒を除く。）には、毎年、短期海外派遣プログラムに参加できるチャンスが与えられます。（令和元年度はスイスにて7月6日～8月18日の間実施。費用は渡航費を含め全額財団負担。）
問い合わせ先	奨学金の詳細につきましては、下記の公文国際奨学財団事務局にお問い合わせください。 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-40-10 メトロサ104 公益財団法人 公文国際奨学財団 電話 03-5778-9537 FAX 03-5778-9538
その他	・奨学金申請書類に記載されている個人情報については、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。 ・一度提出された奨学金申請書類は、採否・事由を問わず返却されません。 ・学内推薦者となった場合でも、その後に行われる財団の選考委員会による選考の結果、不採用となることがあります。

問い合わせ先	早稲田大学高等学院事務所 奨学金担当 TEL.03-5991-4156
--------	--